

# 広島県立学校保護者連絡システム構築・運用保守業務 公募型プロポーザル説明書

## 1 業務概要

### (1) 業務の目的

広島県教育委員会（以下「県教委」という。）、広島県立学校（以下「学校」という。）及び保護者との間の連絡システムを整備し、県教委、学校及び保護者の間において、スマートフォンやPC等を用いた、欠席・遅刻連絡、学校及び県教委からのお知らせ、アンケート及び定期考査結果・通知表等のやり取り等をデジタル化することにより、学校に在籍する教職員と保護者双方の利便性の向上及び負担軽減を図るため「保護者連絡システム」を導入する。

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

### (4) 予算額

総額 22,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和8年度	10,000千円（初期構築@4,000千円、サービス提供@1,000千円×6か月）
令和9年度	12,000千円（サービス提供@1,000千円×12か月）

## 2 注意事項

### (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和8年3月10日（火） 午後5時

### (2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和8年3月12日（木） 午後3時

### (3) 上記(2)に対する回答日等

令和8年3月13日（金）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるもの及び軽微な質問については、質問者のみに回答する。

### (4) 提案書提出場所及び期限

#### ① 提案書提出場所

広島県教育委員会事務局学びの変革推進部教育改革課

#### ② 提案書提出期限

令和8年3月17日（火） 正午

### (5) 提案書に関するプレゼンテーション実施場所等

#### ① 実施場所 出席者に対し別途通知する。

#### ② 実施日時 令和8年3月18日（水）午前10時～午前12時までの間で別に指定する時間

#### ③ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

#### ④ 内容 1 提案者当たりのプレゼンテーションは30分以内、質疑応答時間は10分以内を予定する。

※ プレゼンテーションは、実際のシステム画面を提示しながら、分かりやすく説明すること。プロジェクター、接続用ケーブル及びスクリーンは、本県が用意する。

- ⑤ その他 企画提案書等の提出が多数の場合は、書面による審査を実施し、プレゼンテーションへの参加者を絞り込む場合がある。
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、申請書（様式第1号）を次に掲げる必要な書類を添付して提出すること。
- ア 電子データの保存等に関する申出書（様式第2号）
- ② ①に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成及び提出に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (7) 仕様書について
- ① 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書（様式第3号）により、電子メールで提出すること。その際、件名を「【業者名】保護者連絡システムに関する質問」とし、送信後、電話により着信の確認を行うこと。
- 提出先 広島県教育委員会事務局学びの变革推進部教育改革課  
提出先アドレス kyokaikaku@pref.hiroshima.lg.jp  
確認先電話番号 082-513-4972（ダイヤルイン）
- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ② 上記の通知を受けた者は、広島県教育委員会事務局学びの变革推進部教育改革課に対してその理由説明を求めることができる。
- ③ この説明を求める場合は、令和8年3月23日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- ④ 上記に対する回答は、令和8年3月24日（火）までに、書面により行う。
- (9) 支払条件  
業務完了後に契約書に定める金額を支払う。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加者の負担について  
申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (12) 申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (13) 申請書及び提案書提出後の取下げについて  
申請書及び提案書提出後、提案を取り下げる場合は、別記様式第5号「取下願」を提出すること。取下願の受理をもって、公募型プロポーザルの参加辞退とする。
- (14) 提出された提案書について
- ① 提案書提出後、本県から提案書の内容について質問を行い、また補正を指示する場合がある。

- ② 提出された提案書は、取下願を提出した場合も含め、返却しない。
- ③ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。  
ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

### 3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領  
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則  
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約方法  
最優秀提案者と提出された提案書を基に、業務内容及び委託料について協議の上、契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で、契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。  
また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- (4) 契約保証金  
公告に定めるとおり
- (5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約  
■適用 □適用なし

### 4 添付書類

- 公告の写し
- 様式
  - 【様式第 1 号】公募型プロポーザル参加資格確認申請書
  - 【様式第 2 号】機密データの保存等に関する申出書
  - 【様式第 3 号】仕様書等に対する質問書
  - 【様式第 4 号】提案書提出届
  - 【様式第 5 号】取下願
- 提案書作成要領
- 契約書（案）
- 仕様書
- 提案書評価基準

#### 【問い合わせ先】

広島県教育委員会事務局学びの变革推進部  
教育改革課  
担当 亀山  
電話 082-513-4972（ダイヤルイン）